



経済連携協定の概要

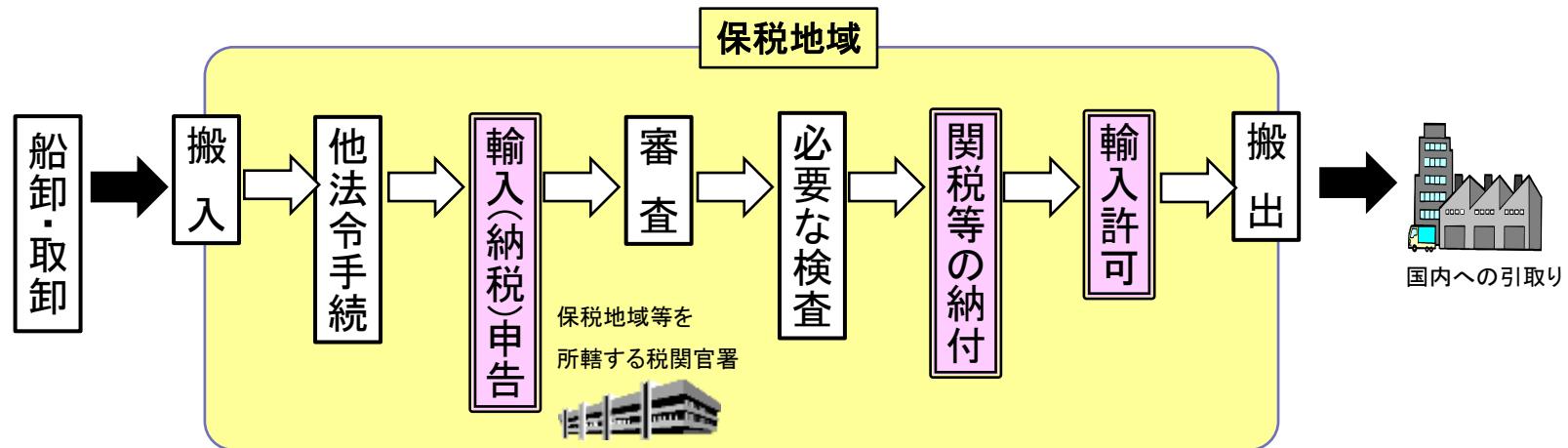
大阪税関業務部
平成28年3月29日

輸出入申告の流れ

【輸入】



貨物の到着

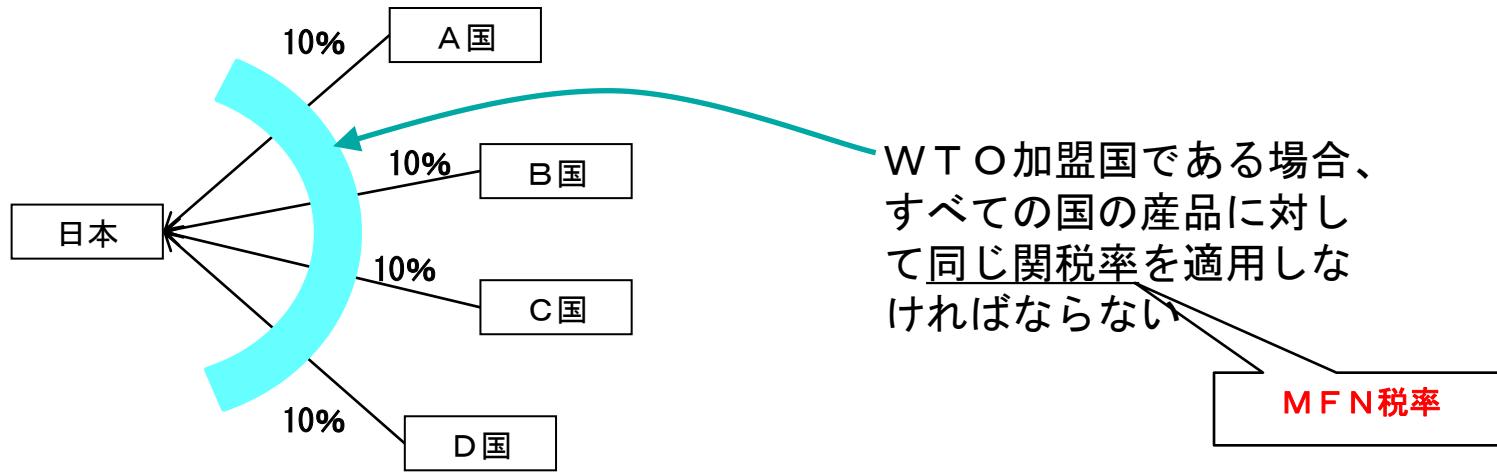


目 次

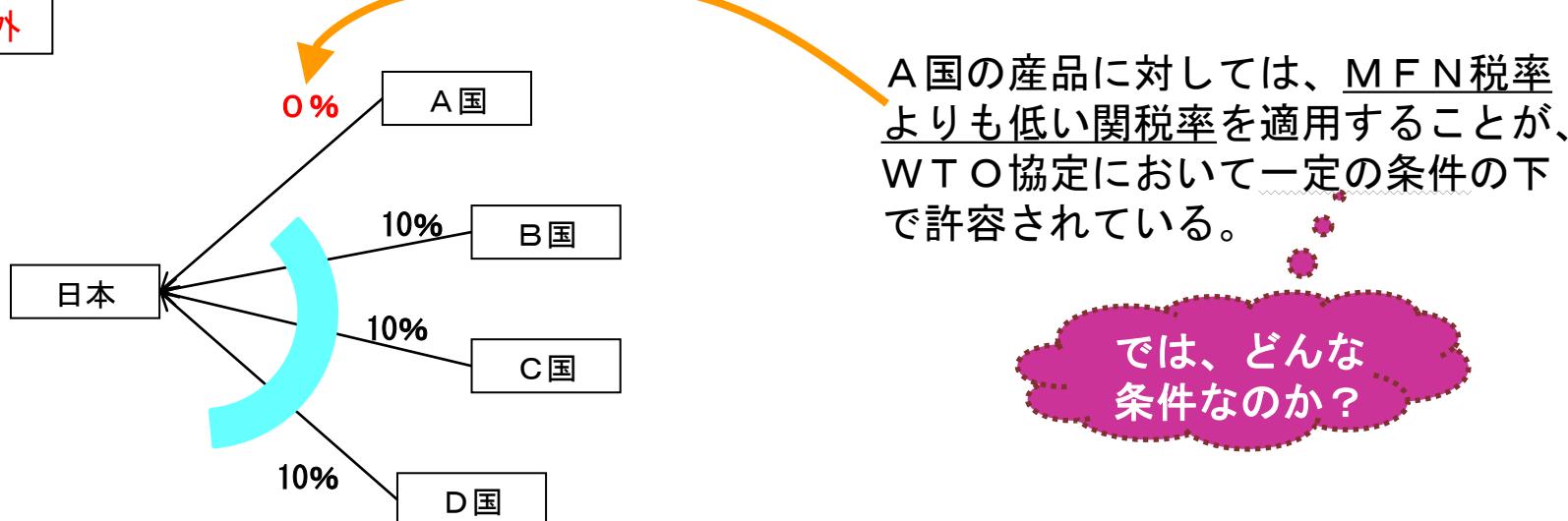
1. E P A とは何か？
2. E P A を利用するとどのようなメリットがあるか？
3. E P A を利用するためには何をどうすればよいか？

EPAとは何か？

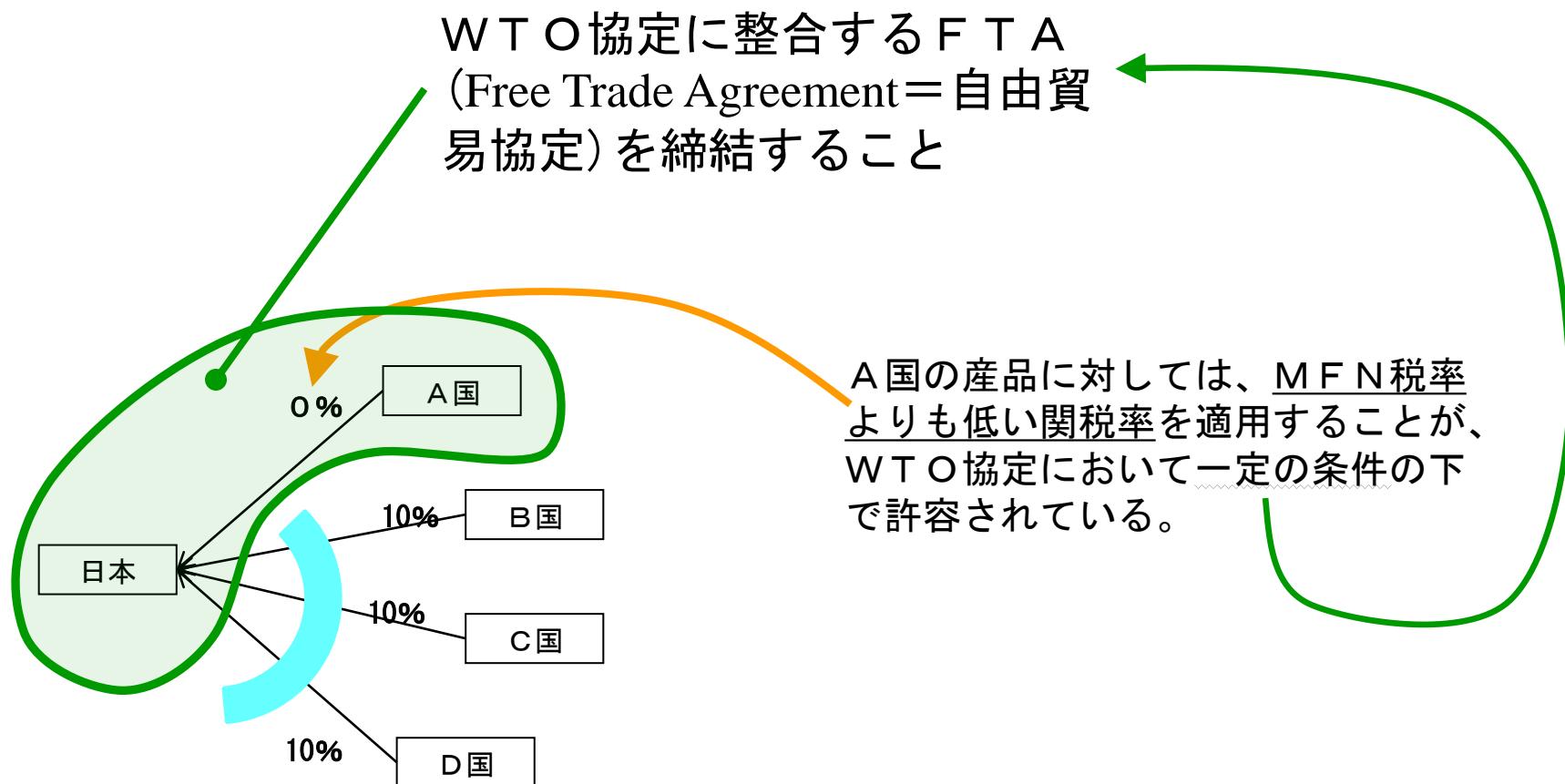
WTO協定の下での原則=最恵国待遇 (Most-Favoured Nation Treatment)



例外



EPAとは何か？



(注) なお、我が国では貿易の自由化に加え、投資保護、知的財産保護、競争政策におけるルール作り等の貿易関連非関税分野についても対象とするものを特にEPA
(Economic Partnership Agreement=経済連携協定)と呼んでいます。

EPAの概要

WTOとEPA/FTAの関係

WTO=世界貿易機関 (World Trade Organization)

- 161の加盟国・地域
- モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。

加盟国・地域が多い

扱う分野が広い



自由化がより進んでいる

FTA=自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間
- モノ・サービスの貿易を自由化

EPA=経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- モノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い経済関係を強化。

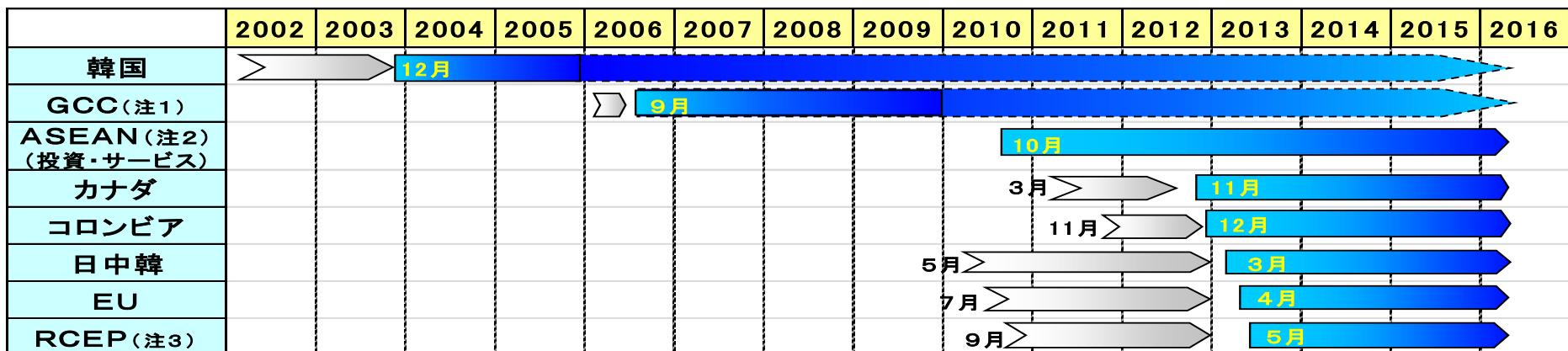
我が国のEPA

日本では、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで14のEPAが発効

各国との交渉中EPAの進捗状況

(2016年2月時点)

: 共同研究等
 : 交渉



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2015年 2月署名 (未発効)
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名 (未発効)

これらの
国・地域と
の貿易に、
EPA税率
の適用が
可能

(注1)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国); 2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

日本の貿易総額に占める国・地域別割合

15.5% その他

- ・台湾(4.3%)
- ・香港(2.7%)
- ・ロシア(2.3%)
- ・メルコスール(1.3%)
- [うち ブラジル(1.0%)、アルゼンチン(0.1%)]
- ・イラン(0.4%)
- ・南アフリカ共和国(0.6%) 等

47.3% 交渉中

- ・GCC(10.9%)
- ※2009年以降、交渉延期

- ・中国(20.5%)
- ・韓国(5.7%)
- ・EU(9.9%)
- ・トルコ(0.2%)
- ・コロンビア(0.2%)

22.3% 発効済

- ・ASEAN(14.7%)
- ・メキシコ(1.0%)
- ・チリ(0.7%)
- ・スイス(0.7%)
- ・インド(1.0%)
- ・ペルー(0.2%)
- ・豪州(4.2%)

(ASEAN メンバーのうち二国間
EPAも発行済の国)

- ・タイ(3.5%)
- ・インドネシア(2.7%)
- ・マレーシア(2.9%)
- ・ベトナム(1.8%)
- ・フィリピン(1.3%)
- ・ブルネイ(0.3%)
- ・シンガポール(1.9%)

14.9% 署名済

- ・米国(13.3%)
- ・カナダ(1.3%)
- ・ニュージーランド(0.3%)
- ※TPP交渉参加国
- ・モンゴル(0.02%)

84.5% EPA発効済・交渉段階の国・地域

【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。

EPA税率の例

輸出の例

日本からの 輸出先	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	WTO税率 0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	WTO税率 0%
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	WTO税率 0%
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	WTO税率 0%
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	

表:EPAによって関税が免除される例(JETROパンフより)

例えば…

EPAを利用して日本からマレーシアに1台5万円のエアコンを200台輸出した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合 : $5\text{万円} \times 200\text{台} \times 30\% = 300\text{万円}$

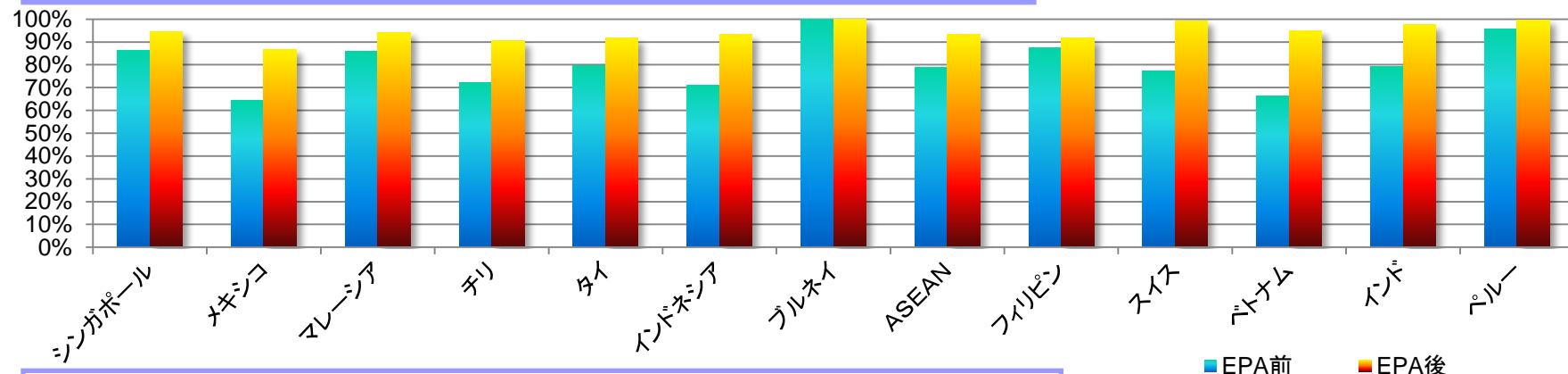
日マレーシアEPA税率を利用する場合 : $5\text{万円} \times 200\text{台} \times 0\% = 0\text{円}$

➡ EPAを利用すると、300万円の関税が免除される。

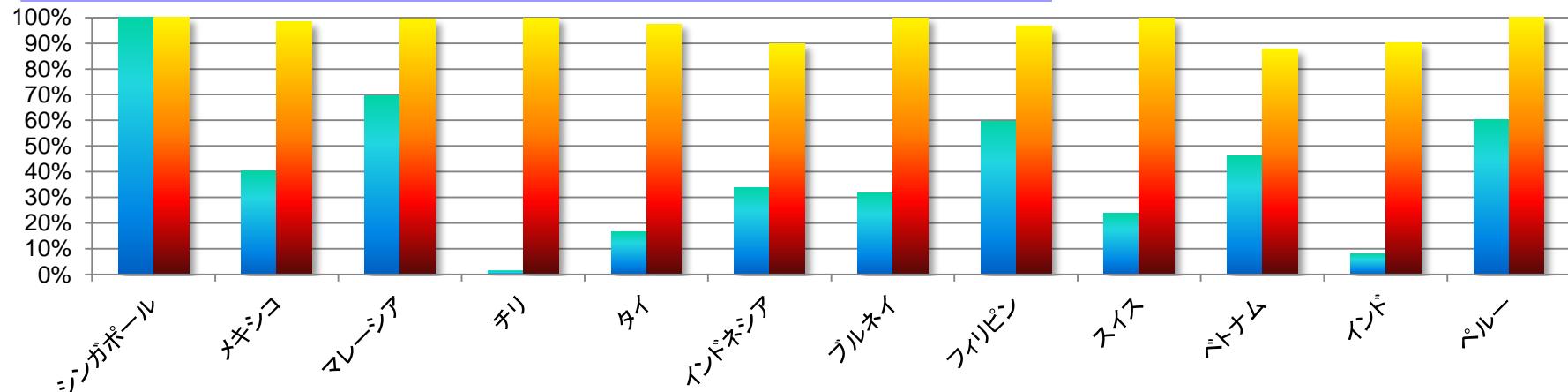
EPAでどのくらい関税が安くなるの？

我が国のEPA締結前後の自由化率(貿易額ベース)

①相手国から日本に輸入する場合の日本の関税の無税化率



②日本から相手国へ輸出する場合の相手国の関税の無税化率



※ EPA後の無税化率は、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

※ EPA前の無税化率は、それぞれのEPA交渉において基準とした一定の時点での関税無税の割合を意味する。

中小企業によるEPAの活用事例

2008年7月インドネシアEPA発効

⇒インドネシアの取引先から、EPAによる関税削減のメリットを受けられるよう、原産地証明書の取得の要請あり。

⇒難しそう、と一旦は断ったものの、セミナーに参加し、消火器メーカーと協力して調査開始

⇒2011年3月～原産地証明書を付して消火器等防災製品を輸出

徐々に適用対象製品を拡大

EPA活用の効果

関税削減効果(見込み)は、2011年度100万円

→関税が撤廃される2018年には400万円

→「経営戦略として、積極的に取り組む価値あり！」

現地パートナーからは歓迎の声

……「超円高（ルピア安）下において、少しでも為替損失を埋めることができた。」

……「輸入通関での支障はなく、手続きも簡素。」

関税撤廃の例：インドネシアの消火器の関税は12.5%、EPAにより10年間で関税を撤廃



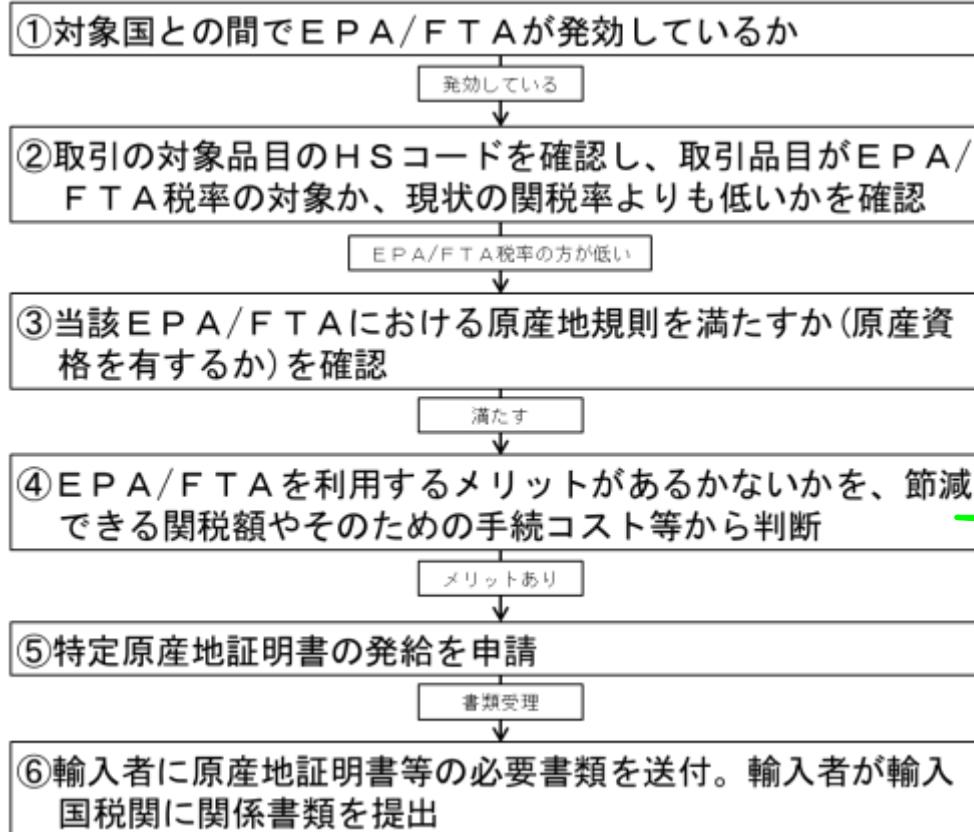
大阪にあるT社は従業員4名の商社。防災製品の輸出で創業、現在は、消火設備、機器を中心にポンプ、消防自動車などをインドネシアやシンガポールなどに輸出するほか、高品質潤滑油などの自動車用品の輸入販売を行っている。

出典：「経済連携協定の効果～貿易・投資の動向～」(外務省経済局作成資料)

(www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kouka.pdf)

EPA税率を適用するためには

EPA/FTA税率利用までのプロセス概略



必要となり得る知識

EPA全般

EPA譲許表

関税分類

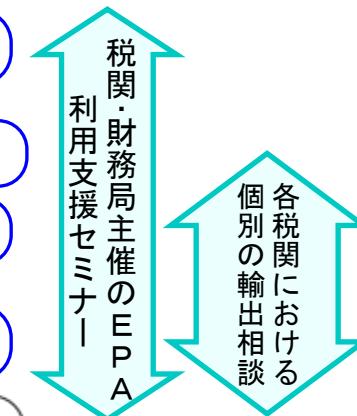
原産地規則

(引用者注)
イス、ペルー、メキシコについては、認定輸出者による自己申告が、オーストラリアについては、生産者・輸出者・輸入者による自己申告が、それ可能。

企業の経営判断

商工会議所

必要となり得る情報



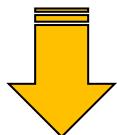
産品の生産工程

原材料に係る情報(HS番号、価格等)

出典：通商白書2014(第III-1-4-13図)に基づき作成

HS番号をどのように確認するのか？

■ HS番号(HSコード、関税分類番号)の確認



具体的には ？？？？

- ・過去に輸出入実績があれば、許可された輸出入申告書に記載されているHS番号を調べる。
- ・税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。
<http://www.customs.go.jp./tariff/kaisetu/index.htm>
- ・近隣の税関に問い合わせる。
- ・輸入者を通じて輸入国の税関に問い合わせる。

EPA税率の確認(輸入)

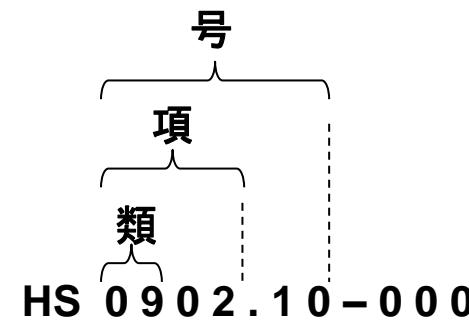
WTO税率

EPA税率

第2部 植物性生産品

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

統計番号 Statistical code	品名 Description			関税率 Tariff rate		関税率(経済連携協定) Tariff rate(EPA)									
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	
09.02	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)														
0902.10 000	緑茶(発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装したものに限る。)	20%		17%		無税	7.4%		6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.20	その他の緑茶(発酵していないものに限る。)														
0902.10 100	1くず(飲用に適するものを除く。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0902.20 200	2 その他のもの	20%		17%		無税	7.4%		6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が3キログラム以下の直接包装したものに限る。)	20%				無税									
0902.30 010	－ 紅茶			12%			2.2%		1.1%	2.2%	2.2%	3.3%	3.3%	3.3%	
0902.30 090	－ その他のもの			17%			7.4%		6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶														
0902.40 100	1くず(飲用に適するものを除く。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0902.40 200	2 その他のもの					3%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0902.40 210	(1)紅茶	5%				無税									
0902.40 220	(2)その他のもの	20%		17%		7.4%		6.4%	3.1%	7.4%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	
09.03															
0903.00 000	マテ	20%		12%	6%	無税	2.2%	0.5%	1.1%	1.1%	1.6%	3.3%	3.3%		



(税関ウェブサイト 実行関税率表)

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。 ⇒ 「実行関税率表」で検索！

EPA税率の確認(輸出)

World TariffSM

HS Number Search

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Entering Mexico

仕向け国/輸出先
Mexico

メキシコに自動車(8703.90)を輸出する場合。

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 | リセット Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。



(JETRO 世界各国の関税率)

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

国	税率	協定
Israel	Free	European Union Trade Agreement
Italy	Free	Israel Trade Agreement
Jamaica	20%	European Union Trade Agreement
Japan	Free <small>12, 50, 60</small>	MFN Applied
Jordan	20%	Mexico-Japan Free Trade Agreement
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Uganda	20%	MFN Applied

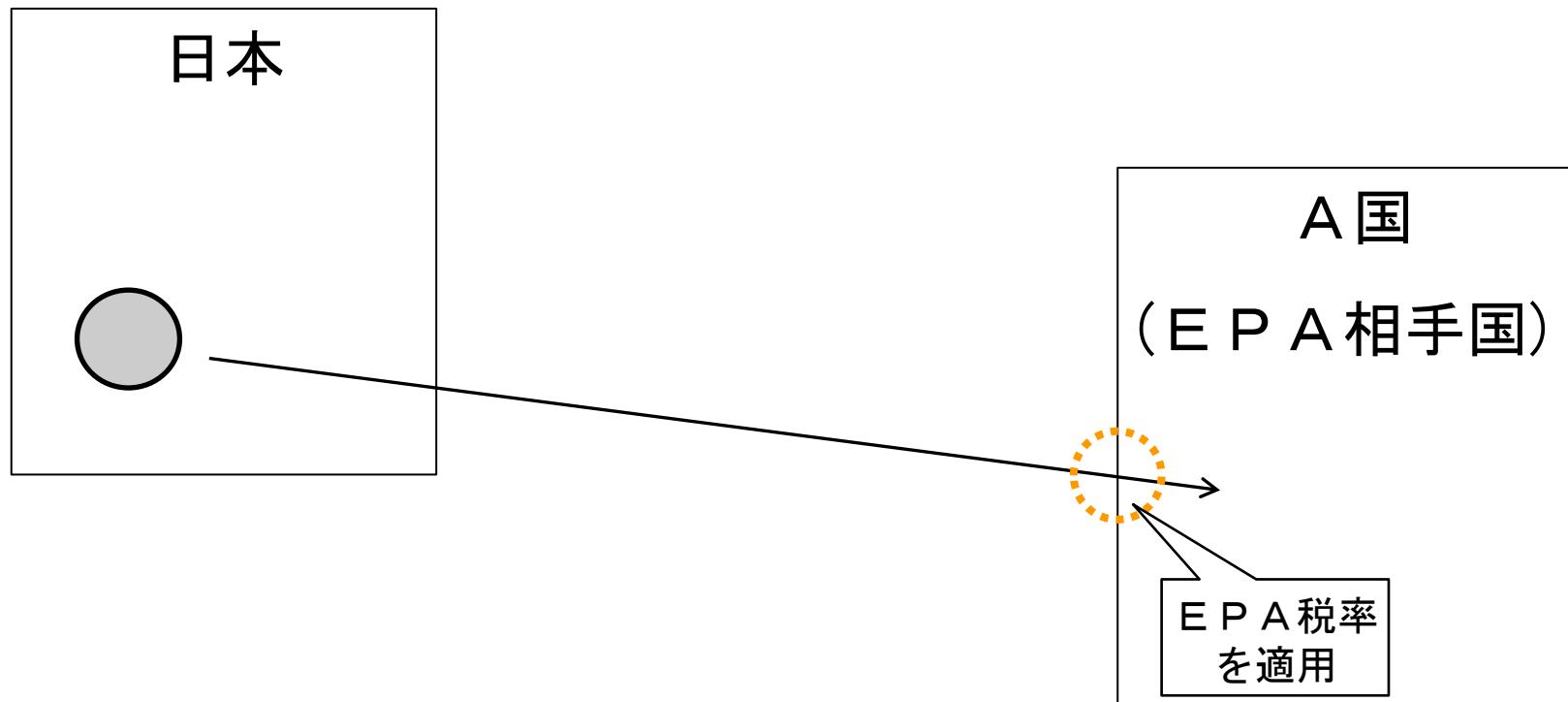
日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税なしで輸入することができる。

原産地規則の必要性

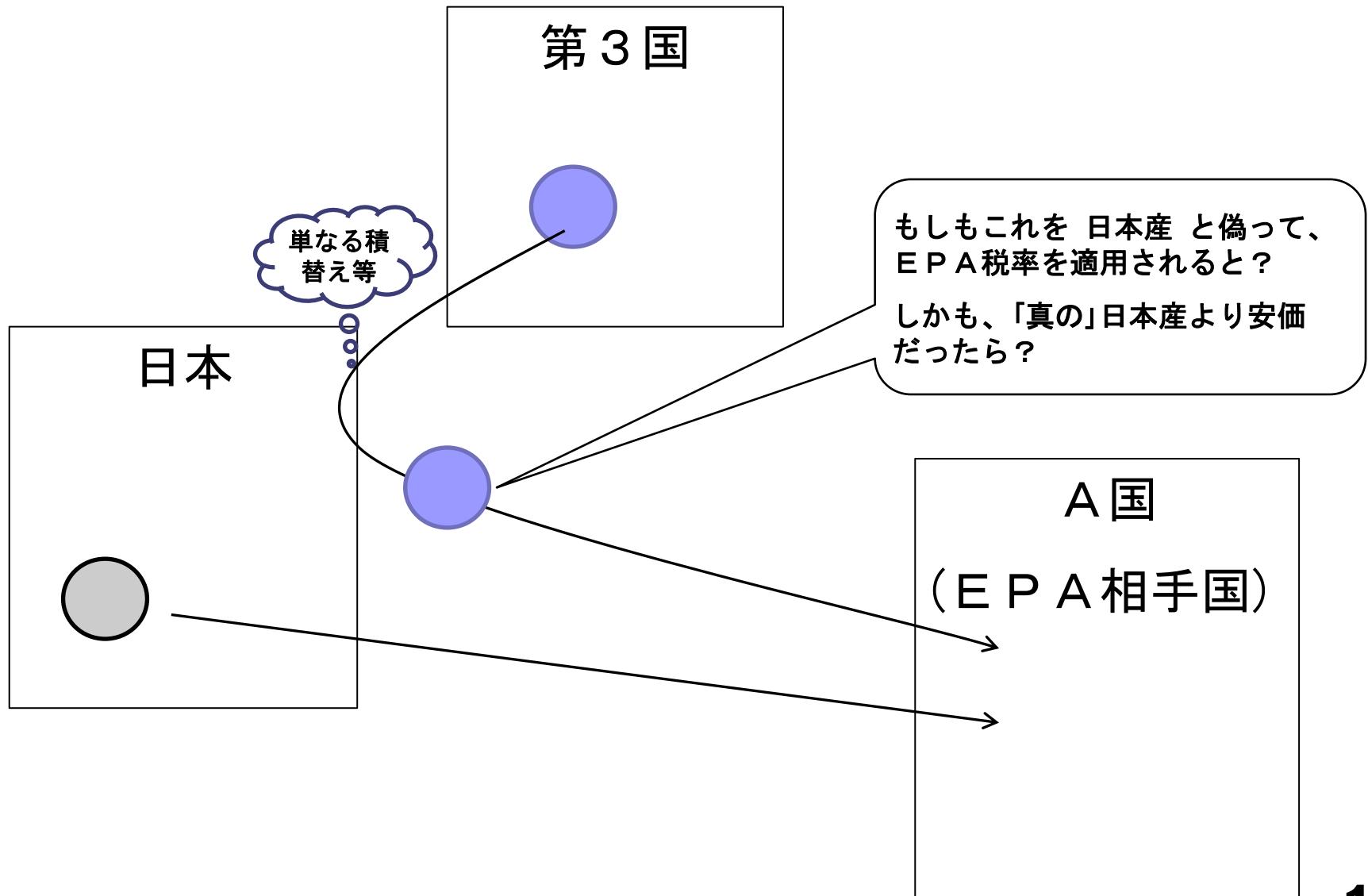
EPAは、国と国との間の経済的な結び付きを強化しようというもの

⇒お互いの国民の利益となることが必要

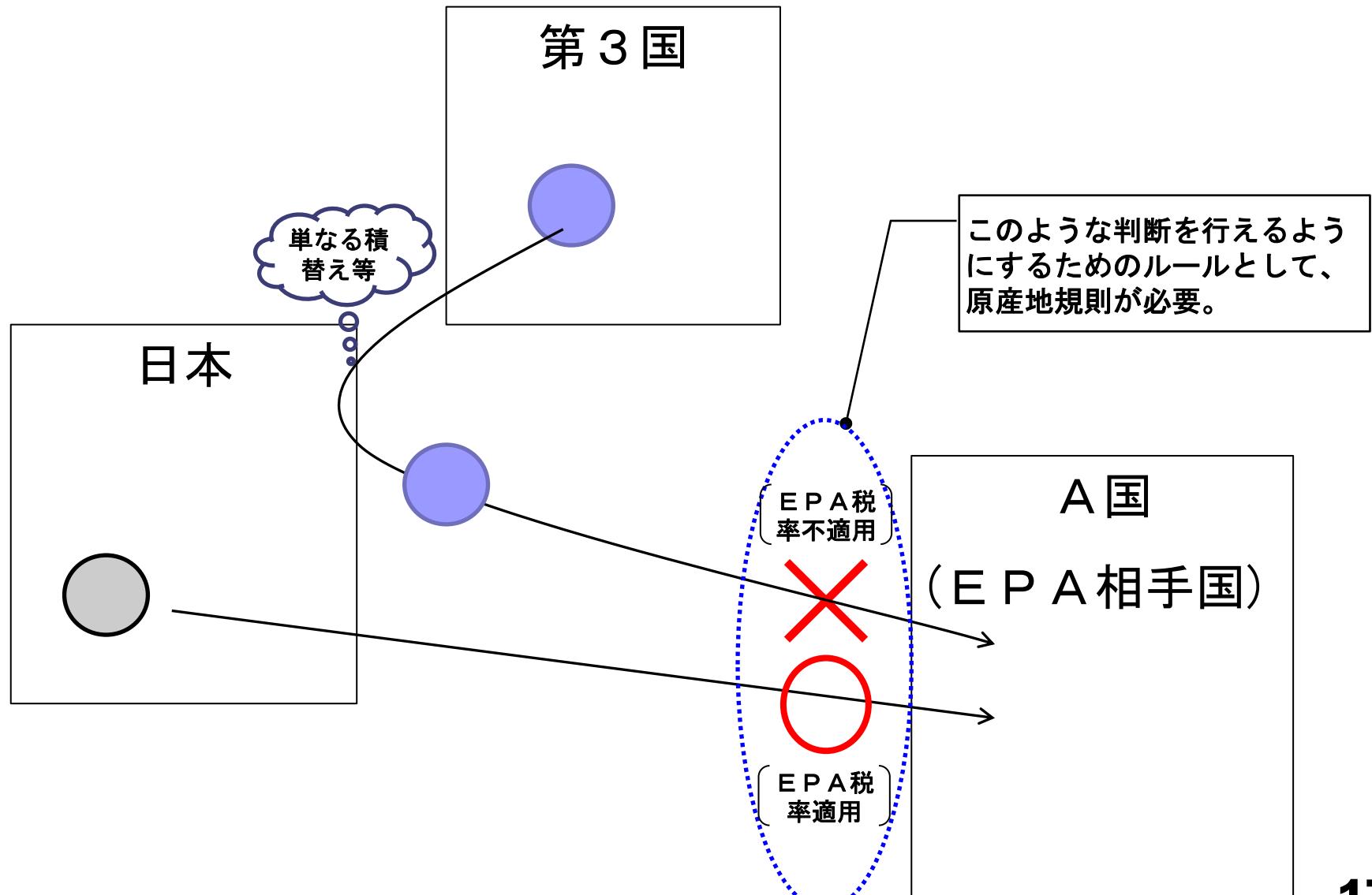
⇒EPA締約国において、”本当に生産された”(又は、”これぐらいであればEPAに基づく利益を与えても差し支えないと認められる程度の生産がされた”)产品に対してのみEPA税率を適用することが必要。



原産地規則の必要性



原産地規則の必要性



EPAに関するお問合せ先

- 大阪税関 業務部 原産地調査官

メールアドレス : osaka-gensanchi@customs.go.jp

電話番号 : 06-6576-3196

- 日本商工会議所（大阪事務所）

メールアドレス : epa@osaka.cci.or.jp

電話番号 : 06-6944-6216

- 日本貿易振興機構(ジェトロ) 大阪本部

メールアドレス : OSC@jetro.go.jp

電話番号 : 06-4705-8604(サービス全般)

06-4705-8606(貿易投資相談)